



## 『所信表明』 しませんか

長沼 隆弘

2006年度、政府は「いざなぎ景気を超える史上最長の景気回復」と表現しておりましたが、皆様のまわりは如何でしたでしょうか、ともあれ2007年がスタートいたします。2006年には安倍内閣が誕生し、所信表明がされておりました。「所信表明」とは大辞林によりますと、「信じている事柄」「信ずるところ」を「あらわし示す」と言う事のようなのですが、あらわし示さないまでも、自分自身に「所信表明」をするには新年の幕開けは最高のタイミングではないかと考えます。

実は私も、自分自身の為に「所信」なるものを3ヶ月かけて作成してみました、思いつく限りの事を文章に起こしていくうちに自分の考えがより明確となり、日常の種々の判断事項に対し、より明確な基準(価値基準)が出来上がったように思います。

毎年私どもの事務所では、新年会の折に色紙を用意し寄せ書きのような形で個々人の本年のスローガンを書き示し、所内に一年間掲示しております。不思議なもので、この企画がある為に職員一同、正月の間、「何を書こうか」「何を想うか」を考えながら過ごしているようであります。

明治維新の黒船にみられるように変化は外部からの影響により起こります。「漫然」「旧態依然」とならぬよう、何かに「気付き」自分自身を「変える」機会を社員の方々に提供いただければと思います。

## 税源委譲による改正

平成18年度の税制改正で、平成19年分の所得税の税率が次のように変わり、定率減税が廃止されることとなっています。

所得税

	改正前	改正後
195万円以下	10%	5%
330万円以下		10%
695万円以下	20%	20%
900万円以下		23%
1800万円以下	30%	33%
1800万円超	37%	40%

住民税

一律10%となりました。

以上に伴い、1月1日以後に支払う給与や賞与から源泉徴収する税額表も改正になっていますので注意してください。

(使用する税額表は、「平成19年1月以降分源泉徴収税額表」です。) (中橋)

## 平成19年度税制改正大綱

平成19年度税制改正大綱が12月14日に決定しました。

企業に大きく影響されるとされる改正は次の2点ではないでしょうか？

1. 減価償却について

a) 残存価額の廃止

平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産について、残存価額を廃止する。

解説・・・減価償却費が増えます。

現行税法では減価償却費は

定額法の場合：取得価額 × (1 - 残存価額10%) × 定額法償却率

定率法の場合：期首簿価 × 定率法償却率

により計算されています。

この残存価額が廃止される為、改正後は

定額法の場合：取得価額 × 定額法償却率

定率法の場合：期首簿価 × (定額法償却率 × 2.5)

という計算式になります。



b) 償却可能限度額の廃止

償却可能限度を廃止する。

ア) 平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産については、耐用年数経過時点に1円(備忘価額)まで償却できる。

イ) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、償却可能限度額(取得価額の95%)まで償却した事業年度等の翌事業年度以後5年間で均等償却ができる。

2. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度について、適用除外基準である基準取得価額を1,600万円(現行800万円)に引き上げる。この改正は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度の法人税について適用する。

その他改正内容(上記も含む)については、税制改正が国会において正式に成立(平成19年3月頃)してからお知らせ致します。(坂本)



## 生命保険の受取人は誰ですか？

生命保険の受取に関しては、誰が保険料を支払い、誰に保険を掛け、保険金を誰が受取るかでかかる税金が異なってきます。

例えば、死亡保険金を受取った場合は次のようになります。

	保険料負担者	保険金受取人	かかる税金
	亡くなった方	相続人	相続税(非課税あり)
	亡くなった方	相続人以外	相続税(非課税なし)
	亡くなった方以外	保険料負担者	所得税
	亡くなった方以外	保険料負担者以外	贈与税

...最も一般的なケースと考えられます。この場合、保険金には相続税が課されますが、法定相続人一人につき500万円の非課税枠があります。

...受取人が相続人で無い為500万円の非課税枠がないうえ、受取人の相続税額が通常より高くなります。

...一時所得として所得税が課税され、相続税は課税されません。

...贈与税が課税されます。贈与税は、状況によっては所得税より高くなる場合もあります。

税金を考えると..... の形態については、保険金受取人を一度見直しされてはいかがでしょうか。

例えば の場合、受取人を法定相続人にする。 の場合保険料負担者を受取人にする等が考えられます。(久保)

## ご案内

ホームページにて「一番星プレス」バックナンバーを公開中です。



## 編集後記

ライブドア事件から始まった2006年は、新会社法等の施行と共に企業の在り方、経営にも新たな局面を要求されてきました。

迎える2007年は十二支最後の干支「亥」です。亥は「種」の意味があるそうです。終わりは始まりであり、種は地に落ちて新しい芽を吹きます。新しい年が皆さまにとってどうか良い年でありますように。

今回は業務2課がお届けしました。(小林)